

令和 8 年 第 1 回 平内町 議会 定例会

一 般 質 問 予 告 表

質問順位	議席番号	質 問 者	表 題
1	4	田 中 大	1 持続可能な財政運営について
2	7	太 田 満 則	1 ホタテガイ以外の貝などの養殖について 2 森林環境譲与税を活用した植林の促進について
3	6	田 中 茂 勝	1 除雪情報提供システムの整備について 2 猫の適正管理について 3 平内町公式ホームページの充実と情報発信力強化について
4	10	田 中 光 弘	1 雪害対策について 2 公共施設について
5	1	船 橋 侑 雅	1 地域公共交通の最適化を 2 町公式 LINE の登録者増加に向けた取り組みを
6	5	亀 田 弘 徳	1 町の基幹産業であるホタテ養殖産業の持続的発展に向けた取り組みを 2 災害時の水源確保を

一般質問の通告書

(区 括 ・ 一問一答)

(受付No. /)

(発言順 /)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	持続可能な財政運営について	① 新年度予算編成に臨むにあたり、現在の町財政をどのように捉え、どの点を最も重視して編成作業を進めておられるのか、基本的な認識を伺う。また、単年度収支の均衡だけでなく、数年先を見据えた財政の持続性について、どのような視点を持っておられるのか。 ② 町税収入の増減が地方交付税にどのような影響を及ぼす認識か。また、税収の落ち込みが見込まれる局面において、財政全体にどのような調整が必要になるとお考えか。短期的な対応と中長期的な対応をどのように使い分けていくのか、その基本的な考え方を教えてください。 ③ 町財政を圧迫している主な要因は何か。それらは一時的な要因なのか、それとも今後も継続的に影響を及ぼす構造的な課題なのか、その見立てについて伺う。また、構造的な課題であるとすれば、単年度の対症療法ではなく、中長期的な視点に立った対応が不可欠になると考えるが、その点についての考えを伺います。 ④ 歳出削減を行う場合、一律的な削減と、事業ごとの精査による重点化のどちらを基本とすべきとお考えか。また、補助金や委託事業など、町民や団体活動に直接影響を及ぼす分野について、どのような基準で見直しを行い、その影響をどのように評価し、町民に対してどのように説明責任を果たしていくか伺う。 ⑤ 基金を活用して庁舎整備を進めることについて、災害時などの財政的リスクの備えは十分に確保されているのか。また、今後、財政状況が想像以上に厳しくなった場合、庁舎整備事業の規模やスケジュールについて、柔軟に見直す余地はあるのか。それとも現行計画を堅持するのか。その判断基準について伺う。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和8年 2月 9日

議席番号 4番

氏 名 田 中 大

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

一般質問の通告書

《続き》

議席番号 4番 氏名 田中 大

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨		<p>⑥ 財政上の調整を行う場合において行政サービスの質をどのように維持していくのか伺う。また、職員の処遇や労働環境について、財政的な理由から不利益な変更が生じることのないよう、どのような配慮を行っていくのか。仮に、職員の給与や手当などに関して議論が生じる場合、その判断基準と責任の所在をどのように整理するか伺う。</p> <p>⑦ 新年度以降、どのような中長期的な財政ビジョンを描いているのか。また、厳しい判断を伴う場合において、町民に対してどのように説明し、理解を求めていくのか。併せて、議会との情報共有や意見交換をどのように位置づけていくのか伺う。</p>

平内町議会議長 船橋 健人 殿



15:10

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 2)

(発言順 2)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1, ホタテガイ以外の貝などの養殖について	ホタテガイのへい死が続いている。対策として魚貝類の養殖を提案してはどうか。 例えばアカザラガイとかムラサキイガイはどうか。
	2, 森林環境譲与税を活用した植林の促進について	国は所得税等を賦課する際に、併せて森林環境税を課税している。それを原資に各自治体には森林環境譲与税を交付している。それを活用して地域の造林・植林を促すべきと考える。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和 8 年 2 月 10 日

議席番号 7 番

氏 名 太 田 満 則

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿



11:03

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 3)

(発言順 3)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1 除雪情報提供システムの整備について	<p>除雪情報提供システムは、除雪管理者が、すべての除雪車両の位置情報をリアルタイムで把握して、緊急時には最寄の車を発見し、指示を迅速に出すことが可能である。また、過去の走行履歴やこれから向かう場所の到着時刻を予測できるので地域住民からの問い合わせにも即座に回答することが出来る。また、事務作業の大幅な軽減、安全確保、収益性向上、企業のコンプライアンス確保にも寄与する。</p> <p>北陸地方の4県の他にも東北地方の県や市町村の一部でも除雪情報提供システムを導入している。当町では今後も少子化が進むことや土木建設業の従事者が減少することが見込まれることから、このようなシステムの導入を早急に採用すべきと考えるが見解を伺う。</p>
	2 猫の適正管理について	<p>近年、全国的にも飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に関する問題が社会的課題となっている。当町でも、ふん尿被害、鳴き声、敷地内への侵入、さらには繁殖による個体数の増加など、生活環境への影響を懸念する声が聞かれる。</p> <p>一方では、動物愛護の観点から、命を尊重し、地域全体で適切に管理していくことも求められている。このようなことから、行政として実態を的確に把握し、町民理解のもとで適切な施策を講じることが重要であると考えます。</p> <p>そこで、以下の点について伺う。</p> <p>1. 当町における現状認識について</p> <p>町に寄せられている猫に関する苦情・相談の件数及び内容の推移についてお示しいただきたい。また、町としてどのように現状を認識しているのか伺う。</p> <p>2. 繁殖抑制対策について</p> <p>猫の過剰繁殖を防止するには、不妊去勢手術が有効とされているが、当町における補助制度の有無、実績、並びに今後の導入または拡充の考えについて見解を伺う。</p>

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和8年2月19日

議席番号6番

氏 名 田 中 茂 勝

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

一般質問の通告書

《続き》

議席番号 6番 氏名 田中茂勝

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	2 猫の適正管理について	<p>3. 地域連携の取り組みについて</p> <p>全国の自治体では、地域住民、ボランティア団体、行政が連携し、捕獲・不妊去勢・元の場所へ戻す活動を実施している事例もあるが、当町における関係団体との連携状況、並びに今後の協働体制の構築についての考えを伺う。</p> <p>4. 飼い主責任の周知徹底について</p> <p>適正飼養の徹底、終生飼養の原則、屋内飼育の推奨など、飼い主への啓発は重要である。</p> <p>当町ではどのような周知・啓発活動を行っているのか、また今後の取り組みについてお示しいただきたい。</p>
	3 平内町公式ホームページの充実と情報発信力強化について	<p>現在、ホームページは行政情報を町民へ届ける重要な媒体であると同時に、町外へ向けた「平内町の顔」でもある。特に近年は、窓口で足を運ぶ前にインターネットで情報を確認することが当たり前前のようになり、ホームページは「デジタル上の役場窓口」である。しかしながら、町民の皆様からは、「必要な情報にたどり着きにくい」「更新が遅れているページがある」「スマートフォンでは見づらい」といった声も聞かれている。</p> <p>そこで、以下の点について伺う。</p> <p>1. 現在のホームページの管理運営体制について</p> <p>ホームページ全体の統括はどの部署が担い、各課の情報更新はどのような仕組みで行われているのか。また、掲載内容の正確性を担保するための確認体制や、更新漏れを防ぐ仕組みは整備されているのか。</p> <p>2. 掲載情報の鮮度と更新基準について</p> <p>各ページについて、更新期限や定期的な見直しのルールは設けられているのか。例えば、町制70周年の情報はどこにも見当たらず、トップページの「ハクチョウのまちフォトコンテスト」は2年前のデータ、「すこやかレシピ集」は昨年写真となっている。募集情報や補助制度などは期限経過後も掲載されたままになっていないか、定期点検は行われているのか伺う。</p> <p>情報の鮮度は、ホームページの信頼性そのものである。町として、どのように情報管理を徹底しているのか伺う。</p>

一般質問の通告書

《続き》

議席番号 6番 氏名 田中茂勝

表 題	具 体 的 内 容
3 平内町公式ホームページの充実と情報発信力強化について	<p>3. 利用状況の把握と改善について ホームページのアクセス件数、閲覧数の多いページ、離脱の多いページなどのデータ分析は行っているのか。また、その結果をレイアウト改善等に反映しているのか伺う。</p> <p>4. 防災情報の発信体制について 災害発生時、町民が最も必要とする情報は、迅速かつ分かりやすく届けられなければならない。 緊急情報をトップページへ即時表示できる仕組みは整備されているのか。また、夜間や休日の更新体制はどうなっているのか伺う。さらに、防災行政無線やSNSとの連携状況についてもお示しいただきたい。</p> <p>5. 高齢者・障がいのある方への配慮について 高齢者の方からは、「文字が小さい」「どこを押せばよいのか分かりにくい」との声もある。 文字拡大機能、音声読み上げ機能、やさしい日本語対応などは導入されているのか。また、今後の改善計画はあるのか伺う。</p> <p>6. 移住・観光振興への活用について 人口減少が進む中、移住定住の促進や観光振興は重要な政策課題である。町の魅力、子育て支援制度、住環境、観光資源などが、町外在住者にとって魅力的かつ分かりやすく発信されているのか。 移住希望者が最初に目にするのはホームページである。特設ページの充実や、写真・動画を活用した発信強化、スマートフォン最適化などを検討すべきと考えるが、今後リニューアルの予定や強化策があるのか伺う。</p>

平内町議会議長 船橋健人 殿



14:40

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 4)

(発言順 4)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1 雪害対策について	<p>1 豪雪対策本部設置について</p> <p>2月2日に、町はひだまり公園観測地点で積雪が121cmに達し、更に降雪が続くことで住民生活に支障が生ずるおそれがあることから、「平内町豪雪対策本部設置要綱第2条」の規定に基づいて設置したとのことである。そこで次の点を伺う。</p> <p>① 県で集約している1月29日時点の「県内市町村豪雪対策本部等設置状況」では、当町は豪雪対策本部等に準じた組織（豪雪対策連絡会議）の設置となっているが、豪雪対策連絡会議及び豪雪警戒対策本部の設置日は。また豪雪連絡会議設置日から豪雪対策本部設置日までの積雪の推移は。</p> <p>② 「平内町豪雪対策本部設置要綱第3条」で豪雪対策本部の責務として9項目を掲げているが、状況を鑑みて遂行している業務を。</p> <p>2 災害救助法の申請をしなかった理由を</p> <p>2月20日時点で豪雪対策本部設置22市町村のうち7市10町4村の21市町村が災害救助法の適用となっている。災害救助法の適用基準のハードルは非常に高いが、雪害についてはそうでもないようである。災害救助法が適用されると自力で除雪が行えない世帯を対象に、屋根の雪下ろしや出入りするための動線の確保などを支援する。費用は国と県で負担するが当町で災害救助法を申請しなかった理由を伺う。</p> <p>3 詳細な除雪体制について</p> <p>町や社会福祉協議会の広報でボランティアによる除雪をこれまでも紹介してきているが、次の点を伺う。</p> <p>① 断続的に降雪した今シーズンであるが、ボランティア団体名及びそれぞれの人数を伺う。</p> <p>② 担当課である福祉介護課と社会福祉協議会に寄せられた要請件数と実施状況及び今後の課題を伺う。</p>

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和8年2月20日

議席番号 10 番

氏 名 田中 光弘

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

一般質問の通告書

《続き》

議席番号 10番 氏名 田中 光弘

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	2 公共施設について	<p>令和4年12月定例会の答弁では、廃校舎の利用として、 ①防災備品などを各中学校に分散。②新役場庁舎移転に伴い、公文書や事務備品の保管。③避難場所として活用等を検討。とのことだが、将来的に管内小学校の統合を見据えているのであれば、網羅して検討するべきである。</p> <p>総務省は解体費の補助金は対象外としていたが、令和7年度に地方交付税で半額ほど支援することにした。令和7年度から11年度の5年間に計画している公共施設の解体費用であるが、令和12年度以降も続くと思われる。次の点を伺う。</p> <p>① 令和4年12月定例会の答弁では、県内の社会福祉法人が西平内中学校を活用したいとの話があり、令和5年4月以降に活用計画について協議することになっていると述べられたが、その後の状況を伺う。</p> <p>② 廃校舎・体育館、現役場庁舎の利活用や解体を含めた検討委員会を立ち上げるべきである。見解を伺う。</p>

平内町議会議長 船橋 健人 殿



9:17

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 5)

(発言順 5)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1. 地域公共交通の最適化を	<p>多くの集落を有する当町にとって、買い物や通院等を支える地域公共交通は重要な基盤である。本町では生活路線バスに加えデマンド型交通を実施しているが、導入後、地域公共交通に係る財政負担は増加している状況にあると受け止めている。</p> <p>デマンド型交通実施前の令和4年度決算における生活路線バス運行委託料は約5,310万円であった。</p> <p>令和6年度決算では、生活路線バス運行委託料約5,300万円に加え、デマンド型交通運行委託料約1,080万円を支出している。生活路線バス経費はほぼ横ばいで推移している一方、新たにデマンド型交通の経費が加わっている。</p> <p>以上を踏まえ、次の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当町の地域公共交通全体について、持続可能性の観点から財政負担と利用実態の両面でどのように評価しているか。 2. 現行のデマンド型交通制度について、運行区域や料金体系等の見直しを含めた検証を行う考えはあるか。 3. 限られた財源の中で、生活路線バスとデマンド型交通の役割分担および最適配分について検討する考えはあるか。
	2. 町公式LINEの登録者増加に向けた取り組みを	<p>町公式LINEは、イベント情報やクマ出没情報、災害時の緊急情報などを発信する重要な情報基盤である。しかし、令和8年2月現在の登録者は約830名で、町民の1割にも満たない状況にある。情報到達率向上の観点から、登録者拡大は課題である。</p> <p>そこで、次の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町公式LINEについて、年間の登録者増加数に関する数値目標を設定しているか。未設定であれば、具体的な目標登録率を定め、段階的に取り組む考えはあるか。 2. 子育て世代への普及策として、各小中学校を通じた保護者への登録勧奨を行ってはどうか。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和 8年 2月20日

議席番号 1番

氏 名 船橋 侑雅

平内町議会議長 船橋 健人 殿



10:37

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 6)

(発言順 6)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	<p>1. 町の基幹産業であるホタテ養殖産業の持続的発展に向けた取組みを</p>	<p>平内町のホタテ養殖業はその水揚げ高が陸奥湾全体の半分近くを占め、平時には40億から60億円ともなり、町の基幹産業と言える。産業としては一次産業となるものの、町とホタテ養殖業の関係は愛知県豊田市とトヨタとの関係になぞらえられ、我が町はホタテ養殖産業の城下町と言える。そのホタテ養殖産業が危機的状況であることは周知のとおりである。令和7年度夏は陸奥湾30m層で日平均水温が25度を超えた日数が過去最多となり、ホタテ養殖は壊滅的な打撃を受け、ついに北海道から稚貝を移入することとなった。</p> <p>陸奥湾の夏の高水温は、もはや恒常的なものとするほかに、この状況の下でのホタテ養殖産業の持続的発展を模索していく必要がある。その模索方について短・中・長期的な展望について町の考えを伺う。</p> <p>① 夏場の高水温被害から採苗したラーバを守るための陸上養殖施設の設置・試験運用を関係各所の協力を得て実現してはどうか。</p> <p>② 夏の高水温が常態化し、湾内の親貝が減少することによる採苗不振の常態化に備えた種苗生産施設の設置・試験運用の実現について。</p> <p>③ 中期の目標として種苗の生産と夏場の稚貝の保全を漁業関係者へコミットして事業化し、法人化へ漕ぎつけることについて。</p> <p>④ 長期の目標として陸奥湾産ホタテの高水温耐性の獲得へ向けた取組みを漁業者・県・国・研究機関など関係者へ働きかけ実現させることについて。</p>

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和 8年 2月20日

議席番号5番

氏 名 亀田 弘徳

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

一般質問の通告書

《続き》

議席番号 5番 氏名 亀田 弘徳

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	2. 災害時の水源確保を	<p>令和6年能登半島地震において、水道施設の甚大な被災により長期にわたる断水が生じた。国は令和6年6月に防災基本計画を改正、市区町村は指定避難所において「入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保」も含め、必要な措置を講じるよう努めるとし、同年8月には水循環基本計画を見直し、非常時における代替水源としての地下水等の有効活用を推進することとした。</p> <p>大規模災害時、代替水源として地下水の利用は有効な手段である。地域防災計画に「災害時の代替水源としての活用」を位置付け、災害用井戸の準備・整備を進めるべきと考える。</p> <p>① 平内町地域防災計画では給水の項目があり、給水施設の応急措置として井戸水の利用について触れられている。しかし近年の国の対応を踏まえ、災害用井戸という考えを取り入れた改正を行うべきと考えるが、町の考えを伺う。</p> <p>② 国は災害用井戸として「公共の災害用井戸」と「民間所有の災害用井戸」に分けており、「民間所有の災害用井戸」については市町村登録を想定している。災害用井戸の登録等に関する町の考えを伺う。</p> <p>③ 「公共の災害用井戸」等としては地域防災計画に提示されている浄水場のうち、「浅井戸」「表流水」を水源とするものは「災害用井戸」等として活用可能と考えるが、その場合、夏泊半島西側の茂浦、浦田、稻生地区や東側の東田沢地区が孤立した場合、「災害用井戸」でカバーできないことになる。この地域に「災害用井戸」の整備が必要と考えるが、町の考えを伺う。</p> <p>④ 国は令和7年12月に災害時地下水利用ガイドライン改正案を公開した。この中で災害用井戸整備に活用できうる補助制度として災害時拠点強靱化緊急促進事業や一時避難場所整備緊急促進事業など、災害用井戸整備に活用できる地方債制度として緊急防災・減災事業が上げられている。国の制度を活用した災害用井戸整備について町の考えを伺う。</p>

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿



10:59